

G20 農業大臣宣言

(仮訳)

1. 我々、G20 の農業、農業開発・家族農業、及び漁業・養殖業担当大臣は、2024 年 9 月 12、13 日、ブラジルのマツグロソ州シャパダ・ドス・ギマランイスに会し、ブラジルの農業・畜産省、農業開発・家族農業省、並びに漁業・養殖省共同議長の下、経済的、社会的、環境的な側面における農業・食料システムの強じん性と持続可能性の強化について議論した。農業、漁業、養殖業は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成において、重要な役割を担う。

2. 農業は、気候変動や生物多様性の損失、汚染及び砂漠化に直面する一方で、貧困と闘い、飢餓を撲滅し、栄養を改善するという、ブラジル G20 議長下で強調された主要課題への対応の最前線にいる。持続可能で強じんな農業は、環境の持続可能性に貢献し、農村の活性化を促進するとともに、農業・食料システム全体の何百万人もの人々に生活手段を与え、生命を維持する主要な生態系を保全するため、世界の食料安全保障と栄養にとって必要不可欠である。気候変動、紛争、景気の減速・後退及び COVID-19 パンデミック、グローバル・サプライチェーンの混乱の影響、また SDGs 達成における停滞、特に貧困や飢餓の課題は、農業、食料生産、分配と貿易における強じん性と持続可能性向上の必要性を強調してきた。

3. 気温上昇や降水パターンの変化、頻発する異常気象事案、土壌汚染・劣化、水質汚染及び生物多様性の損失等、加速する気候変動の影響は、より急速かつ予見不可能に顕在化している。これらの要素全てが、世界の食料不安と栄養不良を悪化させており、およそ 7 億 3 千 3 百万の人々が慢性的な栄養不良状態にあり、28 億の人々が健康的な食事にありつけない状態にある。これらの課題に対処するために、国家、地域、国際レベルで食料システムを変革するとともに、強じん性を高め、気候変動の悪影響を緩和する持続可能な農業慣行を迅速に開発、共有、実施することが重要である。

4. 我々は、「食料安全保障及び栄養に関するデカンハイレベル原則」を通じてインド議長下で再確認されたとおり、食料安全保障と栄養に対する G20 のコミットメントを強調する。この原則は、食料安全保障と栄養の課題に取り組む我々の行動を導くための基礎を提供するとともに、強じて持続可能な農業・食料システムのための政策や協働を強化する。我々は、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ (SDG17) を通じて、公共政策の実施を拡大することにより、不平等を是正 (SDG10) しつつ、飢餓と貧困の撲滅 (SDG 1 及び 2) に向けた取組を支持・加速するため、2024 年 11 月の G20 首脳会議における「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の発足に期待する。我々は、食料流通の促進や、持続可能な

経済開発の支援において、特に資源に乏しく、輸入に依存している国にとっての、地元、地域、国際貿易の役割を強調する。

5. 我々は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映し、パリ協定とその気温目標の完全かつ効果的な実施を強化することによって気候変動に立ち向かうという、UNFCCCの目標の追求における我々の確固たるコミットメントを再確認する。我々は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に沿って、生物多様性の損失を食い止め反転させるために行動し、その完全かつ効果的な実施のために、農業、養殖業、漁業及び林業における持続可能性を強化することの重要性を強調する。

6. 我々は、農業・食料システムの持続可能な開発のために、小規模農業者、先住民、女性、若者を含む家族農業者にカスタマイズされた政策を実施することの重要性を強調する。経済的、社会的、環境的な観点での農業の現在の価値だけでなく、改善された、効率的で科学的根拠に基づく持続可能な生産方法と、強じんなサプライチェーンは、我々が直面する多面的な課題に対し、変革的な可能性を持っている。新興の技術と、先住民の伝統的な現地の知識に加え、その他の変革的かつ従来のアプローチを統合することが不可欠である。

7. 我々は、再生可能エネルギー、強じん低排出な農業、自然由来の解決策、水資源の強じん性、バイオエコノミーの持続可能な利用、生態系に基づくその他の管理・保全アプローチには、国際協力や状況に応じた解決策が必要であることを認識する。これらの取組が、3つの側面からの持続可能な開発と資金動員を支える。

8. 我々は、必要に応じて、エンゲージメント・グループからの提言に留意する。

(i) B20 – 農家の移行を支援するために、生産性の向上と資金調達と協力のためのモデルを強化する、包摂的な世界の食料システムの変革を確保する；(ii) T20 – 「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の下で、多国間協力を強化する；(iii) O20 – 健康的で栄養価の高い食事の維持に貢献するため、水産食品の持続可能な生産を拡大し、その強じん性を高める；

沿岸漁業及び小規模漁業のコミュニティを支援することにより、ブルー・フード・システムを通じた食料安全保障を促進する；(iv) C20 – 貧困と飢餓を撲滅する；

(v) S20 – 公正で持続可能なエネルギーの未来を確保するための移行に、地域社会を参画させる。我々はまた、政策決定の影響を受ける人々を巻き込んだ包摂的な対話を促進するために、G20 議長国ブラジルの取組の一環として、2024年11月に開催予定の「家族農業のための公共政策に関する市民社会組織によるソーシャル G20 会合」に留意する。

優先事項 1 : 多様な道筋における農業・食料システムの持続可能性

9. 持続可能な農業・食料システムは、世界の食料安全保障と栄養、農村開発と活性化、天然資源の持続可能な管理と利用、加えて次世代のためのそれらの保全の基盤となっている。世界の農業・食料生産の状況は多様で複雑であるため、農業・食料システムの課題に対する「万能の解決策はない」ことを認識しつつ、我々は、他の分野横断的な戦略と組み合わせることで、経済的繁栄、環境管理、良好な健康状態と社会的公平性をもたらす、的を絞った政策を支持する。このためには、科学的根拠に基づき、(デジタル・インフラの活用を含む) データ主導で、社会的に包摂的で、現地の状況に適応し、開かれ、無差別かつ公正な市場に支えられた、成果重視の持続可能で革新的な解決策に焦点を当てる必要がある。この観点から我々は、2024年5月15-17日にブラジルで開催された、第13回G20首席農業研究者会議(MACS)の成果を歓迎する。

10. 我々は、COP28における「持続可能な農業、強じんな食料システム及び気候行動に関するエミレーツ宣言」及び、「農業と食料安全保障に係る気候行動の実施に関するシャルム・エル・シェイク共同作業」の要素について、2024年6月にボン気候変動会合で達した合意を認識する。我々は、2030年までに森林減少及び劣化を食い止め、反転させるための取組を強化することの重要性を強調する。我々は、食料の損失・廃棄や生態系の損失・劣化を削減しつつ、所得を向上させ、温室効果ガス排出を削減し、強じん性、生産及び生産性、生計、栄養、水資源の効率性並びに人間、動物、植物、環境の健康を強化する農業・食料システムに係る政策やプログラムを推奨する。

11. 持続可能な開発のための2030アジェンダは、人、地球及び繁栄のためのバランスのとれた包摂的な道筋の基礎となるものであり、農業は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成において重要な役割を果たす。これには、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困をなくすことを目指すSDG1や、2030年までに飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、すべての人々のために持続可能な農業を促進することを旨とするSDG2が含まれる。この10年が終わる頃には、約5億8千200万人が慢性的な栄養不足に陥り、その半数以上がアフリカにおいてであると予測されている(SOFI 2024)。広範な食料不安と栄養不良を考慮すると、戦略には多面的な要素を統合する必要がある。これには健康的で多様かつバランスのとれた食生活、持続可能な生産と消費、貧困の撲滅、食料の損失・廃棄の削減、人道的食料支援、統合的な水資源管理、気候変動の緩和と適応、強じて持続可能な農業生産性の向上、並びに国際、地域、地元における貿易の役割が含まれる。

12. すべての SDGs、特に SDG 1 及び 2 の完全な達成に向けた世界的な取組に沿って、我々は、国家の食料安全保障の文脈における、十分な食料への権利の漸進的な実現を促進するための我々のコミットメントに整合した形で、すべての人々が、安全で栄養価の高い、手頃かつ十分な食料と健康的な食事にアクセスできるべきであることを再確認する。我々は、世界の貧困層の 84% が農村地域に住んでいることを想起し、ブラジルが提案する「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の設立を歓迎する。我々は、地球とその天然資源の永続的な保護を確保しつつ、貧困、食料安全保障と栄養及び社会開発という世界的な課題に対処するための取組を結集することの重要性を強調し、この G20 イニシアティブが、資金、パートナーシップ及び知識の動員において果たし得る触媒としての役割を認識する。

13. 世界の食料安全保障の課題に対処する際に、我々は、生物多様性、森林、淡水及び海洋を保護、保全、回復し、食料と農業のために生物多様性と土壌の持続可能な利用・管理を促進し、気候変動に強じんな作物を推進するとともに、土地・漁業・森林の保有権及び統合的な水資源管理を確保するための早急な対応が必要であることを認識する。加えて、我々は、食料安全保障と栄養を強化する際に、バイオエコノミーの持続可能な利用の重要性に留意する。これは、環境に良い影響を与えながら、既存の農地の生産性を改善するため、また森林減少や生態系の劣化を食い止め反転させるための我々の共有されたコミットメントを支持するために、持続可能な集約化、再生農業、アグロエコロジーや育種イノベーション等、その他の革新的なアプローチを含む、生物多様性に配慮した、科学的根拠に基づく慣行を適用することで支えられうる。

14. 持続可能な農業・食料システムを促進するために、我々は、適用できる場合には、世界知的所有権機関（WIPO）に沿った知的財産の国内法及び国際法を考慮しつつ、デジタル・インフラを含む最先端の新技术とアプローチと組み合わせ、イノベーションと技術の統合、自発的かつ相互に合意された条件での科学・技術の交換、及び伝統的かつ先住民の知識とベストプラクティスに基づく手法を含むその他の持続可能なアプローチを提唱する。我々はまた、気候変動に強じんで、栄養価の高い穀物に関する研究協力を強化するための我々の取組を促進する必要がある。我々は、環境的成果と食料システムの強じん性を向上させる必要性を認識する。これには、気候変動に対する強じん性と生物多様性保全に貢献する、地元の実情や特性に適応した持続可能な農業モデルを支持することが含まれる。

15. 農業における肥料の重要な役割を認識し、我々は、生物多様性への悪影響を最小限に抑えつつ、その持続可能でより効率的な生産と利用の強化に向けた取組を推奨する。投資を拡大し、国際的な貿易と、手頃で安全かつ持続可能な肥料へのアクセスを促進することによるその可用性拡大の開発等、研究・開発に焦点を当てるこ

とが重要である。我々は、土壌の健全性を改善し、水質汚染を最小限に抑える必要性に対処しつつ、貿易を介したものも含め、肥料不足の課題に対処し、肥料の効率性を高め、バイオ肥料の活用することを目指す。我々は、地元での肥料生産強化によることを含め、肥料へのアクセス向上の重要性を強調する。

16. G20 のメンバーとして、我々は、世界の食料安全保障と栄養、並びに持続可能な開発課題に対処するための技術協力や優良事例の共有、イノベーションの促進を通じて、農業・食料システムをより持続可能なものにすることにコミットする。

17. 提案された G20 のバイオエコノミーに関するグローバルイニシアティブ（GIB）や、ワンヘルス・アプローチに従った薬剤耐性（AMR）対策の重視など、我々の議論やイニシアティブは、人間・動物・植物の健康と環境を守りながら、農業・食料システムにおける持続可能で包摂的な成長を達成するという我々の集合的な野心を反映している。

18. このために、我々は、抗菌剤の慎重かつ責任ある使用を促進し、コーデックスの「食品由来の薬剤耐性を最小化及び抑制するための行動規範」に定められた原則にコミットし、協力、科学的根拠、監視、リスク分析に基づき、すべての関連セクターにおいて AMR 対策を促進・実施することの重要性を強調する。我々は、四者機関の「ワンヘルス共同行動計画」に牽引されたワンヘルス・アプローチの促進に引き続きコミットする。

19. 我々の多様な経験を生かし、農業・食料システムの変革に総合的なアプローチを取り入れること、またフードサプライチェーンにおける人間・動物・植物・環境の接点における食中毒や食品汚染などの健康問題に対処することにより、すべての人々にとって食品がより安全で持続可能な未来を育むことを目指す。

優先事項 2：食料安全保障及び栄養への国際貿易の貢献の強化

20. 我々は、地域や地元の取引と同様に、国際貿易が食料不安と栄養不良を緩和し、持続可能で強じんな食料システムの構築に重要な役割を果たすという事実を強調する。これには、余剰地域から不足地域への食料の移動を促進することを含み、そうすることで、食料の入手可能性を改善し、食料へのアクセスを促進し、価格の安定を図る。また、食生活の多様化を促進することができ、栄養素の摂取と健康にとって極めて重要である。関連する WTO 規定に整合的でない輸出禁止又は制限を課さないことに加え、農産物や食料品の貿易が円滑に行われるために、具体的な措置が適用されるべきである。

21. 我々は、いかに貿易ルールが農業・食料システムの持続可能性に貢献しうるかについての世界貿易機関（WTO）での議論に期待する。我々は、第14回閣僚会議において、長期にわたるWTO農業改革プロセスに建設的に関与する必要性を強調する。WTOを中核とした、透明性があり、公正で、予見可能な、開かれ、無差別で、包摂的、持続可能、かつ公平で、ルールに基づく多角的貿易体制は、特に食料安全保障が不確実で危機的な時において、公正でよく機能するグローバル市場を強化する基礎となる。我々は、農業・食料システムの持続可能性と強じん性を向上させることを目的とした政策や規制は、不当な規制による負担を避けるなど、WTOルールを遵守してなされるべきことを強調する。

22. 主要作物、植物油、肥料に関する強固で、信頼でき、透明性のある市場分析を提供する上で、農業市場情報システム（AMIS）が果たす役割は非常に重要である。我々は、拠出金の拡充に加え、必要なデータやリソースを提供することで、このイニシアティブを積極的に支援するという我々のコミットメントを再確認する。情報提供に関する日常的かつ定期的な各国の関与を通じてAMISへの参加を強化することは、食料市場の状況に関する時宜を得たデータの提供、また深刻な食料不安に対する早期警戒システムへの貢献の鍵となる。

23. 我々は、貯蔵方法やインフラを改善するとともに、SDG12.3の達成に向け、小売・消費レベルにおける食料の廃棄を50%削減し、生産・サプライチェーンにおける食料の損失（収穫後損失を含む）を減少させることが、気候変動との闘いに貢献する一方で、世界的に食料安全保障と栄養を強化するために極めて重要であることを認識する。さらに、女性、小規模農家を含む家族農業者、先住民やローカルコミュニティの市場やサプライチェーンへのアクセスを改善することも不可欠である。自発的かつ相互に合意された条件での技術の共有や、知識と優良事例の共有は、この取組において、非常に重要な役割を果たす。これには、市場のみならずサプライチェーン全体へのアクセスを促進することを含み、それによって所得機会が向上し、生物多様性の保全や伝統的な農業知識の保全にも貢献することができる。我々はまた、的を絞った行動を可能にするため、食料の損失・廃棄に関する測定を改善し、政策対話を強化すること、国家戦略を策定し、実施することの重要性を再確認し、国別報告書に食料の損失・廃棄を含めることを検討する。

24. 開発途上国における持続可能な農業慣行への責任ある投資を促進するために、国際金融機関やその他の開発パートナーとの協力を呼びかける。このような投資は、途上国、後発開発途上国（LDCs）、食料純輸入開発途上国（NFIDCs）、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のニーズを考慮すべきであり、結果として、高い環境基準を推進しながら、差別的でない公正な貿易環境を促進できる。

25. 新興国に顕著な利益をもたらし、世界の貿易パターンを変化させる一因となっている、世界の農業・食料貿易のダイナミックな相互作用を考慮すれば、WTOルールに整合的な開かれた貿易政策を通じて、食料安全保障と栄養、食の安全及び持続可能性を達成する上での各国の相互依存関係を認識しなければならない。国内生産の重要性を認識する一方で、国際的、地域的、国内的な供給ルートを多様化することも、外的ショックに対する世界の食料サプライチェーンの強じん性を強化する重要な方法である。

優先事項3：持続可能で、強じんかつ包摂的な農業・食料システムにおける家族農業者、小規模農家、先住民、地域コミュニティの重要な役割の向上

26. 世界の食料の80%（金額ベース）は5億5千万以上の家族経営の農場で生産されており（FAO,2021）、小規模農業者を含む家族農業者は、持続可能で、強じんかつ包摂的な食料システムへの移行及び健康的な食生活の促進において、中心的存在である。我々はまた、人類の40%以上を占める農村人口には、極度の貧困の中で生きる世界人口の80%以上が含まれる（UNGA,2023）ことに留意する。小規模農業者を含む家族農業者、先住民と地域コミュニティ、並びに女性と若者は、食料安全保障を確保する上で重要な役割を担っているだけでなく、天然資源の持続可能な管理・利用及び生物多様性保全においても中心的な役割を果たしている。しかし、これらの人々は気候変動、森林・土地の劣化、生物多様性の損失の影響を著しく受けている。彼らの重要な役割と特定のニーズを認識しつつ、特に脆弱な状況に置かれている人々に焦点を当てながら、彼らが世界的に活躍できるよう、地元主導で、その地域に適した解決策を優先すること、また、これらのグループとその組織が意思決定プロセスに有意義かつ効果的に参加し、的を絞った政策を策定することが重要である。

27. 我々は、世界の家族経営農家の多様な構造と、国によって異なる家族農業の定義の存在、また、これらの農家が、必要に応じ、土地へのアクセス、財政サービス、技術支援、農村普及、保険及び家族農業者からの食料の公的調達を含む、包括的な観点で、国際的な義務やコミットメントに沿った、特別にカスタマイズされた政策の組み合わせによって支えられている可能性を認識する。我々は、進行中の「国連家族農業の10年（UNDF 2019-2028）」の中心的な目的として、各国がこれらの政策を策定し、微修正し、拡大するための支援におけるFAOとIFADの取組を称賛する。

28. 我々は、規模や資本金の水準によって異なる家族経営農家のさまざまなニーズを認識しつつ、彼らの持続可能性と強じん性を推進する、カスタマイズされた政策の必

要性を強調する。この観点から我々は、世界の農家の 84%以上を占める小規模家族経営農家（2 ヘクタール以下）が、農地のわずか 12%で操業しているにもかかわらず、世界の食料の約 36%を生産している（FAO, 2021）ことを想起する。我々はそれゆえ、天然資源を保護しつつ生産性を上げ、付加価値をつけるにあたり、小規模家族経営農家の機械化や近代化等、的を絞った持続可能な農業イノベーションが持つ大きな可能性を強調する。そのため我々は、公正な貿易、責任ある投資、小規模農業のために設計された機械や設備の相互に合意する条件下での自発的な技術移転の推進を支持する。

29. 我々は、特に女性、若者、先住民と地域コミュニティへの不平等を是正するため、少数グループや脆弱なグループに対する、財政、革新的な技術、トレーニング、能力開発及び普及サービスへのアクセスを向上することの重要性を強調する。このような前進には、環境保護、天然資源管理、気候変動の緩和・適応、農村地域の活性化、後継者不足への対処、農村の女性の経済的自立の促進、市場アクセスの改善、働きがいのある仕事の創出、ひいては社会的公正と農業・食料システムの持続的な変革のため、地域の状況に応じて改善される必要がある。

30. 我々は、異なる多国間交渉のフォーラム（UNFCCC、UNCCD、WTO 等）や国際イニシアティブ（UNDF 2019-2028、国連 2030 アジェンダ、2024 年 11 月に発足予定の G20 飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス等）が、小・中規模の農業、畜産業、漁業、養殖業及び林業活動に携わる人々やグループを対象にした政策の策定や実施に貢献することを認識する。我々は、広範な利害関係者が、すべての人々のための食料安全保障と栄養の確保に向けて協働するための主要な政府間プラットフォームとしての世界食料安全保障委員会（CFS）の重要な役割と包容性、またこの目標達成における、小規模食料生産者の重要な役割の認識を再確認する。我々はこのため、小・中規模農業者の生計を強化するために、国際的な義務やコミットメントに沿って、首尾一貫した実現可能な政策環境を促進するための国内外の協調した取組の必要性を認識する。

31. これらの考えの下、2024 年 4 月 29–30 日にブラジルで開催された、家族農業のための公的政策に関する農業作業部会における G20 及び招待国間での実りある議論、また、世界的な貧困、飢餓、環境危機に共同で取り組む際のこのような政策の重要な役割に鑑み、我々は、今後の G20 議長下における農業作業部会の定例会合と並行して、家族農業に関する専用セッションを開催する意向を表明する。

優先事項 4 : 地域及び世界のバリューチェーンへの漁業・養殖業の持続可能な統合促進

32. 水産食料システムは、高品質のたんぱく質等、人間の健康にとって重要な栄養素の活力源として役立ち、世界の食料安全保障と栄養、社会的・経済的包含の強化において重要な役割を担っている。これら水産資源への公平なアクセスを提供することは、零細漁業者や沿岸・河岸部の人々にとって特に重要である。魚に対する世界的な需要が高まり、持続可能な養殖業が、持続可能な天然魚を捕獲する漁業と協力して、この需要を満たすために重要な分野として貢献している。世界の漁業は、過剰漁業、気候変動、海洋汚染、侵入生物の増加、生息地や生物や多様性の損失等、多くの深刻な課題に直面している。このような観点から、地域的・国際的なコミットメントを強化し、水産生物資源のストック管理への科学的根拠に基づくアプローチを確保することは、長期的に持続可能な資源管理と水産生物資源へのアクセスにとって重要である。

33. 我々は、魚種資源回復のためには、科学的根拠に基づく、持続的に管理された漁業の実施が重要であることを認識する。これは、世界中で漁業資源の持続可能性に対する重大な脅威をもたらしている、違法、無報告、無規制（IUU）漁業を防止し、抑止し、排除する喫緊の必要性を裏付けている。IUU 漁業に立ち向かうために、FAO の違法漁業防止寄港国措置協定等の合意を含む、既存の地域的・国際的コミットメントの実施を強化し、漁業の包摂的なガバナンスと管理を促進することが、長期的に持続可能な資源管理や水産生物資源へのアクセスを確保するために不可欠である。

34. 我々は、WTO 加盟国に対し、2022 年の漁業補助金に関する WTO 協定に対する受託書を寄託するよう促す。我々は、SDG ターゲット 14.6 に沿って、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金に関し、効果的な規律を求める。我々は、第 13 回閣僚会合（MC13）を受けて、できるだけ早期に包括的でバランスの取れた協定となるよう交渉が終結するよう努める。

35. 持続可能な漁業と養殖業をバリューチェーンに取り込むために、我々は、IUU 漁業との闘いを強調し、FAO の「持続可能な小規模漁業確保のための自主的ガイドライン」や「持続可能な養殖業に関するガイドライン」の実施を奨励する。持続可能な漁業生産は、SDG14 に沿って、高まる需要と海洋やその他の水産資源の保全を調整しなければならない。

36. 我々は、利用可能な最良の科学的根拠に基づき、水産資源と海洋生態系の健全で持続可能な利用の促進においては、最近採択された FAO の「持続可能な養殖業のためのガイドライン」を踏まえ、陸と養殖のシステム間でのシナジーとトレードオフを認める持続可能な食料生産への包括的なアプローチを促進しなければならない。

G20 は、資源の状況に関する網羅的な情報が知られていない地域の海洋状況に関する知識の向上の必要性に注意を向ける。

37. FAO が提案する「ブルー・トランスフォーメーション・ロードマップ」は、持続可能な開発目標達成のために、食料安全保障と栄養、雇用、経済成長、社会開発並びに環境回復への水産食料システムの貢献を最大化するための指南である。我々は、水産食料システムの社会的、経済的、環境的な実現可能性を確保するために、持続可能な養殖業の強化と拡大、効果的な漁業管理、漁業と養殖業における新たな技術の導入やバリューチェーンの強化の重要性を強調する。その観点から、我々は 2025 年 6 月にフランスのニースで開催される国連海洋会議に期待する。

38. 最後に、我々は過去一年に渡り、G20 農業作業部会を運営したことに対してブラジルに感謝する。シャパダ・ドス・ギマランイスにおける議論をとりまとめたので、我々は、来る 2025 年の南アフリカ共和国議長を心から歓迎する。我々は、持続可能な農業・食料システム強化という共通の目標への新たな視点と継続的なコミットメントに期待する。